

KNC NETWORK NEWS

2016年5月21日 発行

気になる記事: 首相、消費増税先送り—地震・景気に配慮。サミット後に表明—

2017年4月に予定する消費税率10%への引き上げを再び延期する方針を固めた。国内外の経済に先行き不透明感が広がるなか、4月の熊本地震による景気への影響も出ている。インフラ再建に使う7千億円の「熊本地震復旧等予備費」を創設。



(有)北野財經システム

北野会計事務所

大阪市淀川区西中島7-1-26

オリエンタル新大阪ビル707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

<http://www.kngroup.jp>

経営一言: 一番大切なのは何よりも人との接し方だ。それは、戦略や戦術と違う。

(元内閣総理大臣・故 田中 角栄氏)

—所長コメント: 営業は物を売るのではなく、人間を売ることでであると云われる。その中には企業の持つ文化・風土・方針さらに個人の考え方やパーソナリティ等全てがパッケージされている。—

顧問報酬を先払いして損益計上した場合 《税務》

企業が商品やサービスに支払う対価は、実際にサービスを受け取る年度の費用に含めなければなりません。

しかし来年分の家賃や翌期分の特許使用料など、そのサービスを1年以内に受けること、サービスが契約期間中に継続的に均等に提供されること、每期支払っている対価であることなどの条件を満たしたときには、前払いした上で「短期前払費用」として今期の損金に含めることができます。継続して每期支払っているサービスへの対価として税理士の顧問報酬を思い浮かべた人もいられるかもしれませんが、残念ながら顧問料の前払いは短期前払費用には該当しません。税理士によるサービスは必要に応じてその都度提供されるため、「サービスが継続的に均等に提供される」わけではないからです。

定年延長と老後の楽しみ 《経営》

定年は1970年代まで大企業を中心に55歳でしたが、やがて60歳が一般となり、最近では国が65歳定年を推進しています。定年延長は勤め人にとって幸せなことなのか、それともやむを得ない必要悪のような政策でしょうか。「生きがい」という名目で、人は出来るだけ長く働き続けたいと思うのでしょうか。その考えは人により様々ではありませんが、定年延長が社会現象に諸々の影響を与えていることは確かです。

井原西鶴著『日本永代蔵』に「人は13歳までは分別のない子供だからいいとして、それから24～25歳までは親の指図を受けて働き、そのあとは自分の力で稼ぎ、45歳までに一生困らぬだけの基礎を固めておいて、その後は遊樂することが最高の理想である」とあります。

定年延長は平均寿命が延びて定年後の年数が長くなったことにもよりますが、過度になると老後の楽しみを奪うかもしれません。まだ元気が残っているうちに、勤務中は没頭できなかった趣味や旅行をしたり、本当にやりたかった仕事をしたりするのは楽しいことです。また、早くから老後の楽しみを考えている経営者は、事業承継計画を55歳くらいで策定して早めに行う傾向があります。今や老後を楽しむ時間を十分残しておくことは、贅沢なのではないでしょうか。

社員旅行、会社が負担すると給与扱いに 《税務》

会社が従業員の旅行代を負担したときに、税務上でその支出が社員への福利厚生目的とみなされるのか、あるいは給与と同じ意味合いを持つ「経済的利益」の供与になるのかといった判断は難しいです。

ひとつの基準として、社員の半数が参加する旅行で、現地の滞在日数が4泊5日以内会社負担が10万円程度であれば、福利厚生費用として社員は給与課税されません。

海外への招待者を「成績優秀者の中から抽選する」とした場合はどうでしょうか。一見、全ての社員が平等に旅行に行けるチャンスがある仕組みにも見えますが、税務上ではそのように判断されません。対象になるためには所定の成績をあげるなど仕事で成果を出さなくてはならず、会社への貢献度が反映されます。そのため、勤務の対価(=給与)としての性質が招待旅行にはあるとみなされて課税されます。

養子縁組と相続時精算課税 《相続》

1年間に110万円を超える贈与をするとその超えた分が贈与税の課税対象になりますが、2500万円までの贈与が非課税になる課税方式(相続時精算課税制度)を選ぶことができます。原則として60歳以上の父母や祖父母から、20歳以上の推定相続人(現時点で相続が開始したときに相続人になる人)である子や孫が財産を受け取ったときに活用できる制度です。

この相続時精算課税を活用すると、相続発生時にその贈与財産も含めて相続税を計算することになります。年の途中で養子縁組をして推定相続人になった場合、相続時精算課税制度を適用できるのは縁組後の贈与だけであることに注意しましょう。例えば、2月に財産の贈与をして、5月に養子縁組、10月に再び贈与をしたとします。この年の贈与から相続時精算課税を適用する場合、養子縁組後の10月の贈与は制度の対象です。ですが、縁組前の2月の贈与は暦年課税で計算します。この場合はもちろん110万円の控除枠を使うことは可能です。